

○豊川市環境基本条例

平成 21 年 3 月 23 日条例第 14 号

豊川市環境基本条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条－第 7 条）

第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第 1 節 施策の策定等に係る基本方針（第 8 条）

第 2 節 環境基本計画（第 9 条・第 10 条）

第 3 節 基本施策等（第 11 条－第 21 条）

第 3 章 豊川市環境審議会（第 22 条－第 29 条）

附則

私たちのまちには、愛知県の南東部に位置し、北部には本宮山をはじめとする広大な山々が連なり、中央部から南部に広がる平野には、清流「豊川」のほか自然の残された多くの河川が豊かな流れをつくり穏やかな三河湾へと臨んでいます。また、古くから三河国府が置かれるなど、政治、経済、文化の中心地としてその歴史を今に伝えるとともに、農業、工業、商業など多様な機能を備えた都市として、また東三河の交通の要衝として発展を続けています。

しかしながら、近年の生活様式の変化や産業活動の拡大は、私たちの生活の利便性や物の豊かさをもたらした一方で、資源及びエネルギーを大量に消費することにより、自然の生態系の微妙な均衡の下に成り立つ環境に影響を及ぼし、更には、人類の存続基盤である地球環境を脅かすまでに至っています。

今こそ私たちは、生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていること及び環境資源や環境の価値は有限であることを自覚し、自然と人との共生を確保するとともに、次世代に自然と調和した健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を引き継ぐことができるよう、環境への負荷の少ない持続可能な社会づくりをしていかなければなりません。

このような認識の下に、私たちはそれぞれの役割を自覚し、協働して良好な環境の保全及び創造を推進し、未来に誇りうる環境都市を実現するために、ここに、この条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに将来にわたって維持されるよう適切に行わなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、人間が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識して、生態系の均衡及び生物の多様性の確保に配慮し、自然と人とが共生していくことを目的として行わなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、環境資源及び環境の価値が有限であることを認識して、資源及びエネルギーの合理的かつ循環的な利用により、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築することを目的として行わなければならない。
- 4 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球環境と深くかかわっていることを認識して、すべての事業活動や日常生活において地球環境保全に資するよう行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する総合的な施策（以下「環境施策」という。）を策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、自ら事業活動を実施するに当たっては、環境の保全及び創造に資する取組を率先して実行するものとする。

3 市は、市民及び事業者の環境の保全及び創造に資する取組の支援に努めるものとする。

4 市は、環境施策の推進を図るため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、良好な環境を損なうことがないように、自らの責任と負担において、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適切に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、その事業活動において、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境施策に協力するよう努めなければならない。

（市、市民及び事業者の協働）

第7条 市、市民及び事業者は、それぞれが担うべき責務を自覚し、協働して環境施策及び環境活動を推進しなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の策定等に係る基本方針

第8条 市は、持続可能な社会づくりを実現するために、環境施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項が達成されるよう努めるものとする。

（1） 人の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう公害を防止し、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。

（2） 生き物の生息又は生育に配慮し、健全な生態系の確保を図るため、水資源及び森林資源を保全するとともに、森林、樹林地、水辺地、河川、農地等を適正に維持管理し、人と自然との豊かなふれあいが確保されること。

（3） 資源及びエネルギーの合理的かつ循環的な利用をするとともに廃棄物の発生を抑制し、環境への負荷の少ない循環型社会を構築すること。

（4） 歴史的又は文化的な環境の保全、良好な景観の形成、身近な自然空間及び人にやさしい都市施設の整備を推進し、快適で良好な環境を創造すること。

第2節 環境基本計画

（環境基本計画の策定）

第9条 市長は、環境施策及び環境活動を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、環境の保全及び創造についての目標、環境施策及び環境活動の方向性その他必要な事項について定めなければならない。

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見が反映されるよう努めるとともに、第22条に規定する豊川市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（年次報告書の作成）

第10条 市長は、基本計画に基づき実施された環境施策及び環境活動並びに環境の状況について、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3節 基本施策等

（情報の収集及び提供）

第11条 市は、市民及び事業者の環境の保全及び創造の活動を促進するため、必要な情報の収集及び提供に努めるものとする。

（施設の整備）

第12条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設その他の環境の保全及び創造上の支障の防止に資する公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（環境教育及び環境学習の振興）

第13条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるとともに環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるよう、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興その他必要な措置を講ずるものとする。

（快適で良好な環境の創造等）

第14条 市は、緑化の推進、水辺の整備、良好な景観の確保、歴史的又は文化的遺産の保全等に努め、地域の特性を生かした潤いと安らぎのある環境を確保するため、必要な措置を講ずるものとする。

（自発的な活動の促進）

第15条 市は、市民及び事業者が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（廃棄物の発生抑制等に関する措置）

第 16 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の発生抑制、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、河川等の水質汚濁の防止、廃棄物の不法投棄及び散乱の防止、清潔な生活環境の保持並びに清掃その他環境の美化に努め、美しいまちづくりを推進するために必要な措置を講ずるものとする。

（地球温暖化対策の推進）

第 17 条 市は、地球温暖化の防止に資するため、二酸化炭素その他温室効果ガスの排出の抑制等に努めるものとする。

2 市は、市民及び事業者による二酸化炭素その他温室効果ガスの排出の抑制等に関する活動を推進するため、地球温暖化の防止に必要な措置を講ずるものとする。

（生物多様性の保全のための措置）

第 18 条 市は、野生生物の種の保存とともに、生物多様性の保全が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

（調査の実施及び監視体制等の整備）

第 19 条 市は、環境の状況の把握その他の環境施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、及び環境施策を適正に実施するために必要な監視、調査等の体制の整備に努めるものとする。

（地球環境保全に係る施策の推進）

第 20 条 市は、自らの活動が地球環境保全と密接に関係することを認識し、地球環境保全のための活動を積極的に取り組まなければならない。

2 市は、市民及び事業者との適切な役割分担の下に、地球環境保全のための施策を率先して推進するものとする。

（国際的協力の推進）

第 21 条 市は、国際機関、国、他の地方公共団体等と連携し、環境の保全及び創造に関する施策を講ずるため、国際的協力の推進に努めるものとする。

第 3 章 豊川市環境審議会

（設置）

第 22 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、豊川市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 23 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

（1） 基本計画に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項

(組織)

第 24 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 各種団体を代表する者

(3) 関係行政機関の職員

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 25 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 26 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、会長にあっては委員の互選により定め、副会長にあっては会長の指名した者を充てる。

2 会長は、会務を総理し、審議会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 27 条 会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第 28 条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(補則)

第 29 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(豊川市環境審議会条例の廃止)

2 豊川市環境審議会条例(平成 10 年豊川市条例第 38 号)は、廃止する。